

新エネルギーアドバイザー派遣事業実施要領

（事業の目的）

第1条 風力、地熱、太陽光、水力、バイオマス等（以下「新エネルギー」という。）による発電に関連する事業に進出し、若しくは進出予定のある県内企業又は新エネルギーの利活用を検討する県内企業等を対象に、これら企業等が抱える課題の解決に資する知見を有するアドバイザー（以下「アドバイザー」という。）を派遣（通信によるものを含む。以下同じ。）し、適切な指導と助言を行うことにより課題の解決を図り、もって新エネルギーに関連する事業の育成・創出に寄与することを目的とする。

（アドバイザーの派遣対象企業等）

第2条 アドバイザーを派遣する対象は、新エネルギーに係る発電事業、建設工事、メンテナンス若しくは発電関連の部品製造（供給を含む）を行おうとする者又は新エネルギーの利活用を検討する者であって、県内に事業所を有し、法人県民税を納付している企業又はこれらを含む任意のグループ（以下「派遣対象企業等」という。）とする。

2 原則、派遣対象企業等が、同様な指導助言内容について、同一年度内に指導助言を受けられるのは、1回限りとする。ただし、事業の目的の達成のために、複数回指導助言を受けることが有効であると県が認める場合は、この限りではない。

（アドバイザーの派遣要請）

第3条 アドバイザーの派遣を受けようとする派遣対象企業等は、新エネルギーアドバイザー派遣要請書（様式1）（以下「派遣要請書」という。）を県に提出するものとする。

（アドバイザーの選定）

第4条 県は、派遣対象企業等から要請があった場合は、指導助言を求める課題の解決等に資する知見を有するアドバイザーを選定する。ただし、派遣対象企業等が特定のアドバイザーの派遣を希望する場合は、指導助言を求める課題の解決等に資する知見を有するアドバイザーであることを当該派遣対象企業等に説明を求め、確認のうえ当該アドバイザーを選定するものとする。

（指導助言を求める内容の事前調査）

第5条 県は、派遣対象企業等から提出のあった派遣要請書において、指導助言を求める内容が不明確である場合など、アドバイザーによる指導助言に向けた調整が必要と判断した場合は、当該派遣対象企業等に対し事前調査を行い、必要に応じて派遣要請書の修正を求めることができるものとする。

（指導助言の依頼）

第6条 県は、第4条に基づき選定したアドバイザーに対し、当該派遣対象企業に対する指導助言を新エネルギー指導助言依頼書（様式2）により依頼するものとする。

（指導助言の受諾）

第7条 アドバイザーは、前条による依頼を受諾する場合は、新エネルギー指導助言受諾書（様式3）を県に提出するものとする。

（アドバイザー派遣の決定）

第8条 県は、前条によりアドバイザーが指導助言を受諾した場合は、新エネルギーアドバイザー派遣決定通知書（様式4）によりアドバイザー派遣の決定と派遣予定日時等を派遣対象企業等へ通知する。

（アドバイザーが行う指導助言への同行又は傍聴）

第9条 県は、派遣対象企業等にアドバイザーの派遣を実施する場合は、必要に応じて県の職員を同行又は傍聴させることとする。

（アドバイザー受入の報告）

第10条 派遣対象企業等は、アドバイザーの派遣を受けた場合は速やかに新エネルギーアドバイザー受入報告書（様式5）（以下「アドバイザー受入報告書」という。）を県に提出するものとする。

（指導助言の報告）

第11条 アドバイザーは、派遣対象企業等に指導助言を実施した場合は、速やかに新エネルギー指導助言実施報告書（様式6）（以下「指導助言実施報告書」という。）を県に提出するものとする。

（事後調査）

第12条 県はアドバイザーの派遣実施後、一定期間を経た後、指導助言を受けた派遣対象企業等の指導助言事項の実施又は改善等の状況を調査できることとし、派遣対象企業等はこれに協力するものとする。

（指導助言にかかる謝金の金額）

第13条 アドバイザーが派遣対象企業等に行った指導助言に対する謝金は、指導助言に要した時間1時間あたり1万円とし、1日あたりの上限は5万円とする。

（謝金の支払い）

第14条 県は、アドバイザー受入報告書及び指導助言実施報告書により、指導助言が適切に行われたことを確認した後、アドバイザーに対し謝金を支払うものとする。

（旅費の支払い）

第15条 県は、アドバイザーの派遣等に係る旅費について、原則として県の旅費規程に準じて算定した金額をアドバイザーに支払うものとする。ただし、通信による指導助言の場合の支払いは行わない。

(アドバイザーによる講演等)

第16条 第3条から第14条に定めるほか、県は、県内新エネルギー関連産業の育成・創出に資するものとして派遣対象企業等が参集する会合等を開催する場合において、アドバイザーを選定し、招集し、講演させ、又は意見を聴取することができるものとする。この場合、当該アドバイザーに講演等をさせる場合の謝金は、第13条の規定によるほか、意見聴取のみを行う場合の謝金は、意見聴取に要した時間数に関わらず、一律1万円とする。

(アドバイザーの守秘義務)

第17条 アドバイザーは、派遣対象企業等への指導助言を行うこと等により知り得た派遣対象企業等の秘密を当該派遣対象企業等の承諾を得ずに第三者に漏らしてはならない。また、当該秘密を自己の利益のために利用しないものとする。

(通信による指導と助言)

第18条 通信による指導と助言は、音声と映像を組み合わせて実施するものとする。また、通信環境の確保は派遣対象企業等の責任において行い、また、それに伴う必要な費用は派遣対象企業等において負担するものとする。

附則 この要領は平成24年4月24日から施行する。

附則 この要領は平成28年3月23日から施行する。

附則 この要領は平成29年3月31日から施行する。

附則 この要領は平成30年4月19日から施行する。

附則 この要領は令和2年10月27日から施行する。

附則 この要領は令和3年4月1日から施行する。

附則 この要領は令和4年5月25日から施行する。

附則 この要領は令和5年4月17日から施行する。

新エネルギーアドバイザー派遣事業 実施フロー図

